

成年後見制度をより利用しやすくするための

井原市地域包括支援センター

# 成年後見ステーション

誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、「成年後見ステーション」がみなさんの相談に対応します。

## 成年後見制度とは

認知症や障がいなどの理由で判断能力が不十分な方に対し、家庭裁判所へ申立てをして、本人のために財産の管理や福祉サービスの契約などの支援を行う「成年後見人」などを選任してもらう制度です。

## 成年後見ステーションとは

「ステーション」とは、「駅」という意味だけでなく、「地域の拠点」という意味も併せ持っています。

成年後見ステーションは、その名前のおとおり、井原市における成年後見制度の利用促進を行う地域の拠点(中核機関)として、支援が必要な方を適切な制度や機関に繋ぐ役割を果たします。

## こんな時にご相談ください！

- 成年後見制度を利用したい
- 成年後見制度について知りたい
- 成年後見人になってくれる人を探している



など、制度についての様々な相談に対応します！

制度に関する助言、情報提供、関係機関との連絡調整など

お問い合わせ先

お気軽にご相談ください！

井原市地域包括支援センター



〒715-8601 井原市井原町311番地1 井原市役所2階 介護保険課内

電話：(0866) 62-9552 FAX：(0866) 65-0268

メールアドレス:houkatsu@city.ibara.lg.jp